

事務連絡  
令和2年4月27日

各検疫所 御中

健康局結核感染症課

医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品安全企画課  
検疫所業務管理室

新型コロナウイルス感染症発生国からの入国者に対する  
検疫対応について（流行地域の追加）

新型コロナウイルス感染症については、「新型コロナウイルス感染症発生国からの入国者に対する検疫対応について（流行地域の追加）」（令和2年4月2日付け事務連絡）等により、検疫対応をお願いしているところです。

今般、「中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について」（令和2年4月27日付け国家安全保障会議決定）を踏まえ、令和2年4月29日午前0時（日本時間）以降に本邦に到着する航空機又は船舶について、下記のとおり対応を行うこととなりましたので、御了知の上、対応に遺漏なきようお願いします。

記

1. 別紙1の（※1）「入管法に基づく入国制限対象地域」については、以下の通り質問票の回収、検査、フォローアップ等を行うこと。質問票については以下のとおり取扱うこと。
  - ア) 質問票は両面赤黒コピーA4サイズにて印刷すること。
  - イ) 検疫所は、入管法に基づく入国制限対象地域からの直行便について、印刷した質問票を機内（船内）に事前に搭載するよう依頼し、機内（船内）において、乗客の降機（下船）前に記入するよう合わせて依頼すること。また、流行地域からの直行便が存在しない場合、ポスター等を用いて入国者に対して、注意喚起を行い、自己申告を促すこととする。なお、流行地域に滞在歴のある者からの自己申告があり、過去14日以内に滞在していたか確認された場合は、質問票を記入させること。
  - ウ) イ) の搭載対応が難しい場合、検疫官が直接、質問票を配布、記入させ、徴集すること。なお質問票を搭載できるまでの間は、検疫ブースにおいて流行地域への滞在について指さしボード等による確認を実施すること。
  - エ) イ) 又はウ) で記入された質問票については、検疫ブースもしくは機内（船内）において検疫官が内容を確認のうえ、流行地域の滞在歴の有無を確認すること。その結果、

過去 14 日以内に流行地域に滞在歴がある者においては「赤い紙」を配布すること。  
過去 14 日以内に流行地域に滞在歴がない者においては「青い紙」を配布すること。

才) 「赤い紙」を配布した者については、検査を実施するとともに、必要な措置を講ずること。なお、検査結果が判明するまでは検疫所長が指定した施設等に留まるように要請すること。

カ) 「赤い紙」を配布した者については、健康フォローアップについて「新型コロナウイルス感染症に関する都道府県等と厚生労働省健康フォローアップセンターの連携について」(令和2年2月18日付け事務連絡、令和2年4月10日最終改正)に基づき対応するとともに、「中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について」(令和2年3月19日付閣議了解)と同様に検疫所長が指定した施設等において14日間待機し、当該期間中に公共交通機関を使用しないことを要請すること。

2. 別紙1の(※1)「入管法に基づく入国制限対象地域」、(※2)「検疫強化対象地域」に記載の国、地域から来航する航空機又は船舶に搭乗又は乗船していた者について、検疫法第34条の規定に基づく政令(令和2年政令第28号)において準用する同法第14条第1項第1号に規定する隔離又は同項第2号に規定する停留を必要なものに行うほか、検疫所長が指定する場所において14日間待機し、当該期間中に国内において公共交通機関を使用しないことを要請すること。

3. 2. の要請は、健康カードにより行い、以下の確認等を行うこと。

ア) 健康カードの滞在先について記載があり、質問票の滞在先と相違ないことを確認し、右下のチェック欄に検疫官が署名を行うこと。

イ) 質問票の表面右下にある滞在先について、自宅、その他(宿泊施設等)であるかのチェックを確認し、検疫所長が指定した施設等(\*1)において14日間待機し、当該期間中に公共交通機関(\*2)を使用しないことを要請すること。

また、宿泊先が決まっていない者については、宿泊施設を確保するよう促すこと。

\*1 公共交通機関を使用しない場合、国内に居所がある者は待機場所を自宅にすることができる。また、ホテルを予約している者も同様の扱いとすることができる。

\*2 公共交通機関とは、不特定多数が利用する鉄道、バス、タクシー、航空機(国内線)、旅客船等を指す。

4. 流行地域を過去14日間以内に出発して、第三国を経由して到着する者については、ポスターによる呼びかけ等により、自己申告を促し、滞在歴が確認できた者については、質問票を徴収し、2. 3. と同様に対応すること。

5. 上記の対応により、滞在歴が確認できた場合は、健康状態のフォローアップを実施することとなるので、対象者の質問票を検疫所業務管理室に送付すること。なお、過去14日間に流行地域に滞在歴があり、症状を有する者を発見した場合においては、速やかに検疫所業務管理室へ連絡すること。

(別紙 1 )

検疫強化に関する発生国ごとの取り扱いについて (別紙 2 )

新型コロナウイルス感染症対策本部 (第 32 回)

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryou/sidai\\_r020427.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sidai_r020427.pdf)

水際対策の抜本的強化に関する Q&A (令和 2 年 4 月 13 日時点版)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/covid19\\_qa\\_kanren\\_kigyou\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19_qa_kanren_kigyou_00001.html)

以上